

## 特別教育

安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

### 教育科目

|                  | 教育科目   | 内 容   | 時 間  |
|------------------|--|---|------|
| 学<br>科<br>教<br>育 | 1 ロープ高所作業に関する知識                                  | ロープ高所作業の方法  | 1 時間 |
|                  | 2 メインロープ等に関する知識                                  | ・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法<br>・メインロープ等の点検と整備の方法        | 1 時間 |
|                  | 3 労働災害の防止に関する知識                                  | ・墜落による労働災害の防止のための措置<br>・安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法        | 1 時間 |
|                  | 4 法令関係   | 法、令、安衛則内の関係条項                                       | 1 時間 |
| 実<br>技<br>教<br>育 | 1 ロープ高所作業の方法<br>墜落による労働災害防止のための措置<br>安全帯と保護帽の取扱い | ・ロープ高所作業の方法<br>・墜落による労働災害の防止のための措置<br>・安全帯と保護帽の取り扱い | 2 時間 |
|                  | 2 メインロープ等の点検                                     | メインロープ等の点検と整備の方法                                    | 1 時間 |

- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。